

教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「教職員のわいせつ行為」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	市立小学校 事務主事（34歳）
事案の概要	当該事務主事は、令和2年6月21日（日）午前1時33分頃から同5時20分頃にかけて、横浜市青葉区の当時の自宅で、当時16歳の男子高校生が満18歳に達しない青少年であることを知りながら、わいせつな行為をした。 令和3年1月21日、藤沢署に神奈川県青少年保護育成条例違反の疑いで逮捕され、令和3年3月17日付けで同条例違反による罰金30万円の略式命令を受けた。
処分の内容	停職6月
処分年月日	令和3年4月30日

※当該職員は、同日付けで退職しました。

問合せ先
教職員人事課
電話 042-769-8279